

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項及び同法第13条第3項の規定により、令和3年（2021年）3月31日付け及び令和3年（2021年）4月7日付けで次の10法人の設立の認証を取り消しました。

1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

（特定非営利活動促進法第43条第1項の規定による取消し）

（1）令和3年（2021年）3月31日付け

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 人と緑の会	紋別市花園町6丁目6番 4号	この法人は、生活環境の保護増進を図るために、子どもから高齢者までだれでも参加できる市民参加型のボランティア事業を行うことを目的とする。

（2）令和3年（2021年）4月7日付け

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 おしゃまんべ夢俱楽部	山越郡長万部町字長万部 450番地の1	この法人は、長万部町民と長万部町を故郷にしている人たちが故郷に誇りを持てる事業の実施や、都会からの移住を進めるまちづくりの研究とその提言を行うほか、町民の芸術文化の向上につながる事業を行うことによって、心豊かで、活力があり、誇りの持てるまちづくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 北福人	北見市双葉町1丁目1番 1号	この法人は、オホーツク圏に夢と希望を抱くものが集い、恵まれた自然環境と共生しながら、地域産業と地域社会の活性化を通して、人々の幸せと豊かな地域の未来を創造することを目的とする。
特定非営利活動法人 都市緑化研究会	千歳市北栄2丁目18番11号	この法人は、都市の遊休地、ビル屋上等の緑化ビオトープ化の技術を研究開発し、高齢者の遊休活力を都市緑化に生かして生甲斐と社会参加を促進する。併せて都市緑化を通じてヒートアイランド現象緩和等都市環境の改善に貢献する。
特定非営利活動法人 北海道の開拓者・移住者のふる里の文化を伝えていく会	芦別市北3条西1丁目1番地	この法人は、道民に対して日本文化の体系がわかる博覧会、森と木と紙の文化をテーマとした展示会等の文化振興事業を実施しながら、和紙の里を主とした北海道の開拓者、移住者のふる里ネットワークづくりを推進し、地域社会の活力を生み出し、創造性豊かな人材が広く育まれていく環境づくりに寄与することを目的とする。

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 地球環境HOME	札幌市中央区北3条西11 丁目レジデンスパークハイム植物園901	この法人は、住宅に関する包括的な環境分野において、産官学及び市民の協力を通じて、より安全でより豊かな社会生活を地球環境への負荷を伴うことなく実現し、またそのことに必要な技術の確立を行うことによって地域社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 日本予防医学連絡協議会	旭川市東光9条3丁目3番7号	この法人は、IT技術を駆使した情報発信を行うとともに、講演会や学習会などのイベントを通じ、予防医学の観点から啓発活動を行うことで、人々の健康増進を図ることを目的とする。
特定非営利活動法人 安全リフォーム推進協会	函館市青柳町15番23号	この法人は、リフォーム被害者問題に関して、消費者団体、行政機関、企業、その他の機関及び個別の消費者などとの連携、連絡、助言、意見交換などを図りつつ、消費者被害の実態調査、研究、啓発、情報提供、個別救済活動、及びその支援や、リフォーム被害問題関連の情報公開活動を行うことで、各個別機関での活動では救済されにくい消費者被害の防止、救済を実現し、もって消費者の保護に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 かりんず	函館市高丘町16番4号	この法人は、障がい児の療育の場としての居場所とレスパイトケア（家族に代わり一時的にケアを代替する家族支援サービス）としての役割に寄与することを目的とした放課後等デイサービスに関する事業を行い、併せて未就学児と親の子育てサロン・三世代交流事業等を行い、地域社会における住民の通いの場の提供と助け合い・穏やかな見守り等の生活支援を担うことを目的とする。
特定非営利活動法人 ゆうべつ20-21-22	紋別郡湧別町中湧別中町 493番地の1	この法人は、地域住民に対し、地域の問題を効果的に解決する為、町民が共感を持って、気軽に集う語りの場を作り、町の担い手を育成し地域社会に寄与することを目的とする

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。